

別表第3 土木部監理課の項第4 項課（総室・室）長専決事項の欄中第1 号を第2 号とし、同号の前に次の1 号を加える。

- 1 同法第21 条の規定に基づき解体工事業の登録及び更新の登録をすること。
別表第3 土木部土木技術管理室の項に次のように加える。

9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に關すること（環境生活部廃棄物対策課、土木部監理課及び建築課の分掌事務を除く。）。	1 同法第15 条の規定に基づく分別解体等の方法の変更その他必要な措置命令に關すること。
--	--

別表第3 土木部の項中道路建設課の項及び道路維持課の項を削り、同表同部下水道課の項中第2 項を削り、第3 項を第2 項とし、同表同部建築課の項第1 項知事決裁事項の欄中第3 号を削り、第4 号を第3 号とし、第5 号を第4 号とし、同項部長専決事項の欄第1 号中「（アーケードを除く。）」を削り、同項部長専決事項の欄第6 号中「第17 条第2 項」を「第17 条第3 項」に改め、同項部長専決事項の欄第11 号中「第68 条の4」を「第68 条の7 の規定」に改め、同項同欄中第12 号を削り、第13 号を第12 号とし、同項同欄第14 号中「第8 条の規定に基づき、改善命令」を「第4 条の規定に基づき、基準適合命令又は措置要請」に改め、同号を同項同欄第13 号とし、同号の次に次の1 号を加える。

- 14 同法第11 条の規定に基づき、改善命令をすること。

別表第3 土木部建築課の項第1 項部長専決事項の欄第15 号中「第9 条」を「第12 条」に改め、同項課（総室・室）長専決事項の欄中第2 号を削り、同項同欄第3 号中「第86 条第2 項」を「第86 条第8 項及び第86 条の2 第6 項」に改め、同号を同項同欄第2 号とし、同項同欄中第4 号を第3 号とし、第5 号を第4 号とし、同表同部同課の項第4 項部長専決事項の欄第3 号中「第45 条第3 項」を「第45 条第4 項」に改め、同表同部同課の項中第9 項を第12 項とし、第8 項の次に次のように加える。

9 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）の施行に關すること（建築物に關することに限る。）。		1 同法第 15 条の 2 第 3 項の規定に基づく公表をすること。	
10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 495 号。以下この項において「施行令」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に該当するもの。）の実施に關すること。		1 同法第 15 条の規定に基づく分別解体等の方法の変更その他必要な措置命令に關すること。	
11 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の施行に關すること。		1 同法第 9 条第 1 項の規定に基づき組合の設立を認可すること。 2 同法第 11 条第 3 項の規定に基づき、意見書を審査し、事業計画の修正を命ずること又は意見を採択すべきでない旨を通知すること。	1 同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、施行マンションの所在地の市町村長に事業計画を公衆の縦覧に供させること。 2 同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、組合の認可を公告すること。